

令和3年12月伊勢原市教育委員会定例会会議 日程表

日時：令和3年12月21日（火）

午前9時30分～

場所：市役所3階 第2委員会室

開 会

議 事

日程第1 前回議事録の承認

日程第2 教育長報告

日程第3 議案第26号 伊勢原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

日程第4 議案第27号 伊勢原市立学校文書取扱規程の一部を改正する規程について

日程第5 議案第28号 伊勢原市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

日程第6 議案第29号 伊勢原市教育委員会が管理する公共施設に係る伊勢原市公共施設利用予約システムの運用に関する規則の一部を改正する規則について

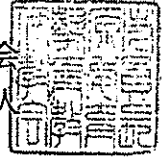
その他

閉 会



伊勢原市社会教育委員会議  
議 長 古 里 貴 士 様

伊勢原市教育委員会  
教育長 山口 賢人



伊勢原市生涯学習推進指針の改定について（諮問）

このことについて、社会教育法第17条第1項第2号の規定により、次のとおり諮問します。

1 諮問事項

伊勢原市生涯学習推進指針の改定について

2 諮問の趣旨

生涯学習推進の方向性や、道筋を示し、豊かな生涯学習社会の実現を目指すための指針として、平成25年4月に伊勢原市生涯学習推進指針（以下「指針」という。）を策定しました。

指針の策定後8年が経過し、社会環境の変化に合わせた生涯にわたる多様な学習活動の推進や新たに社会教育法で位置づけられた地域全体で子どもたちの学びや成長を支える地域学校協働活動の考え方、また、社会教育委員による指針に定める事業施策の進捗状況の点検評価からみえた課題等を踏まえ、今後の生涯学習推進の方向性や重点取組等の内容について、専門的な立場からのご意見をいただきたく、諮問するものです。

〈事務担当〉伊勢原市教育委員会  
教育部社会教育課 TEL. 93-7500

## 市議会 12月定例会 教育委員会関連一般質問答弁の概要

## 【一般質問】

| No. | 質問者                 | 答弁の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 小沼 富夫 議員<br>(1日目2番) | <p>発言の主題：1 学校教育について（教育指導課）</p> <p>【教育長答弁】</p> <p>(1) <u>コロナ禍の学校の役割</u><br/>全人的な成長を保障する役割や安全安心な居場所・セーフティーネットとしての役割として、豊かな情操や規範意識、生命の尊重、自己有用感の醸成、コミュニケーションを通じた人間関係を築く力の育成、さらには体力向上や健康保持等を図ることなども重要な役割となっております。</p> <p>(2) <u>アフターコロナの時代、学校はどのように変わるのか</u><br/>ICTの活用を図りつつ、児童生徒の対話的・協働的な学びを実現し、家庭や地域との連携を深めながら、新しい時代においても人としてより良く生きる力の育成に努めてまいります。</p> <p>【学校教育担当部長答弁】</p> <p>(3) <u>GIGAスクール構想について</u><br/>1人1台端末の活用については各校の実情に応じて取組を進めておりますが、さらなる活用のため、引き続き研修体制の充実やICT支援員等の支援体制の充実を図っていく必要があります。また、実践的な情報モラル教育を行っていくことも重要であると考えます。</p> <p>(4) <u>コミュニティ・スクールについて</u><br/>各校におけるそれぞれの地域の人・もの・自然等の特色を生かした、「地域とともにある学校づくり」を進めるためこれまでであった地域連絡会等の活動をふまえながら、令和4年度より学校運営協議会を各校において設置することを予定しております。</p> <p>&lt;再質問&gt;</p> <p>●<u>学校運営協議会の主な役割について</u><br/>校長が作成する学校運営の基本的な方針の承認を通じて、育てたい子ども像や目指す学校像等を学校と地域とで共有することで、校長を支え、学校を支援する役割を担っていきます。また、話し合われた内容について、それぞれの所属団体等で共有し実際に地域と学校が協働で行う活動に生かしていくことも、役割の一つとなります。</p> <p>●<u>学校運営協議会とPTAとの関係について</u><br/>各校でのPTA活動は、今後も各校の実情に応じて継続</p> |

|   |                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |                    | <p>されていくものと考えておりますが、学校運営協議会で話し合われたことを、それぞれの団体で共有していただくことにより、例えば、PTAが主催する事業に地域の方がボランティアで参加するなど、それぞれの活動の活性化や負担軽減につながることも期待しております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 2 | 多田 巖 議員<br>(1日目3番) | <p>発言の主題：1 ウイズコロナ、アフターコロナの環境変化における公共施設の目指すべき姿について</p> <p>【教育部長答弁】</p> <p>(2)中央公民館について（社会教育課）</p> <p>利用状況及びコロナ禍での公民館事業等について、直近3年間の上半期、4月から9月の利用件数と利用人数は、まず、令和元年度が4,260件、60,798人で、令和2年度は1,955件、21,724人、令和3年度が、2,966件、30,125人でした。</p> <p>令和2年度は閉館の時期があったこともあり、件数が、マイナス54.1%、人数は、マイナス64.3%と大きく減少していますが、令和3年度は、令和2年度と比較して、件数がプラス51.7%、人数もプラス38.7%と増加しています。このように新型コロナウイルス感染症対策を講じながらも、公民館をご利用いただいている状況です。</p> <p>また、こうしたコロナ禍で、公民館事業も多くは中止といたしました。市民音楽会や美術協会展、伊勢原の民話の紙芝居の動画等の配信や人権セミナーのオンライン開催など、情報通信技術を活用した取組も行っております。</p> <p>&lt;再質問&gt;</p> <p>●中央公民館の現在の通信回線の環境について</p> <p>中央公民館では、これまでは、1階のロビー付近でのみW i - f iが利用できましたが、わたしの提案などにより公民館利用団体からの要望もあったことから、3階のインターネット環境を整備いたしました。3階の会議室A、会議室B、第一学習室にインターネット回線がつながっており、当初は、貸出用のW i - f i機器を1台でサービスを開始しましたが、利用する団体も増えていることから、W i - f i機器を追加購入し3部屋同時に利用できるよう準備を進めているところです。</p> <p>●中央公民館のインターネット環境の整備について</p> <p>公民館は、市民の社会教育活動や生涯学習活動を支える施設であり、中央公民館では、現在300以上の団体等の登録があります。今後、一層情報通信技術の普及は進むものと考えられることから、1階の展示ホールへの拡大など、さらなる環境整備につきまして、利用団体のニーズを踏まえ検討します。</p> |

3

大山 学 議員  
(1日目6番)

発言の主題：1 学校給食について

【学校教育担当部長答弁】

(1) 中学校給食について（学校教育課）

栄養バランスのとれた望ましい食生活を促し、食育指導の充実を図ることを目的に、令和2年1月から中沢中で試行を実施し、試行校のアンケート結果や学校からの要望等を踏まえ、全ての中学校で給食を開始しました。

4月の喫食率は、山王中46.7%、成瀬中51.7%、伊勢原中45.5%、中沢中66.5%、全体では50.7%。12月の喫食率は、山王中48.3%、成瀬中51.6%、伊勢原中44.2%、中沢中64.1%、全体では50.2%で、ほぼ横ばいの状態で推移しています。

学校別で見ると中沢中は他校と比較すると高い喫食率で、学年別で見ると学年が上がるごとに喫食率が低くなる傾向です。

これは、弁当に慣れ親しんでいたからではないかと考えており、弁当を経験しない生徒が全学年となる2年後には喫食率が上がると期待しています。

喫食率は安定して推移していますが、喫食率の向上や喫食者の満足度を上げることが現在の課題と考えます。

引き続き、既存メニューの改良や新メニューの開発を行います。

<再質問>

●生徒・保護者の反応は

週1回程度、メニューや食材の紹介等を記載した栄養メモを全学級に配布しており、生徒からの意見欄を設け、給食の感想や食べたい給食のリクエストをもらっています。

生徒からは、「ごはんの量が多い、おかずの味が薄い」等の要望が寄せられています。

味付けは、調理方法や調理手順の変更等の工夫をしており、ごはんは量を減らせないため、炊き込みご飯にする等、バリエーションを持たせています。

教職員からは、温かくて美味しいと評価をもらっており、給食の味や生徒の様子等、給食運営の参考にしています。

保護者からは、当日に喫食可能なシステムにして欲しいという要望がありますが、食材の確保に一定の日数を要すること等から当日に喫食申し込みをすることができません。

今後も、生徒や教職員等からの意見、要望等を可能な限り反映させ、より多くの生徒においしく食べてもらえる、安全・安心で魅力ある中学校給食を目指します。

●授業・部活等への影響は

試行を踏まえ各校で配膳時間又は昼食時間を5分程度延ばすとともに、3校では運搬時間の短縮や配膳室の混雑緩和等を目的に、第2配膳室の設置等をしたため、授業や部活動等に支障を来していると聞いていません。

●喫食率 100%を目指す取組

まず、在校時一括予約の利用を呼びかけています。

また、生活保護世帯・就学援助世帯が、給食費を前払いせずに喫食できるシステムを構築し、事後に、生活保護費・就学援助費から直接調理業者に支払うことで、保護者の経済的負担を軽減しています。

今後も温かくておいしい給食が提供できるよう、メニューの改善や調理方法、調理手順等について研究を重ね、リクエスト給食等を提供し、喫食率の向上を目指します。

(2) 小学校給食について (教育総務課・学校教育課)

(給食施設)

給食室は、比々多小と石田小を除き、建築から 30 年以上を経過しており、施設そのものの老朽化とともに、国が定める学校給食施設衛生管理基準への対応等、給食調理の機能面からも老朽化が進んでいます。

また、比々多小を除き空調設備が整備されていないため、夏場の作業環境の改善も課題であると認識しています。

各校の老朽化状況は、現在検討を進めている学校施設個別施設計画の策定に当たり、現地調査を行うとともに、施設所管課において、施設の状況を確認しています。

今年度の老朽化による不具合と対策は、屋上や壁面からの雨漏り、給排水設備からの漏水等が複数校で発生しており、財政状況を踏まえながら、調理業務に支障が生じる可能性のある箇所から優先的に修繕を実施しています。

(給食設備)

調理等設備の入替えは計画的に行いますが、安全性に問題がない場合は引き続き使用することもあります。

日頃、設備、調理器具等の状態を調理等業務の中で確認しており、不具合や破損等を発見した場合は、専門業者等による修繕を施し、設備の安全保持に努めています。

<再質問>

●小学校の統廃合を含めた考え

児童生徒数は、中長期的には大幅な減少や小規模校の増加が見込まれることから、教育の公平性や教育水準の維持向上を図るため、また、地域のコミュニティの核施設としての学校の役割等にも留意しながら、適正規模・適正配置の検討を進める必要があると考えています。

【教育長答弁】

●統廃合で空いた学校跡地を給食センター建設に利用すること

今後、学校施設の在り方を踏まえるとともに、給食室の建て替えを見据えて、給食センターを始めとする様々な手法について検討します。

|   |                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4 | 土山由美子 議員<br>(2日目5番) | <p>発言の主題：2 学校給食における給食を食べられない児童生徒について（学校教育課）</p> <p>【学校教育担当部長答弁】</p> <p>(1) <u>給食を食べることができない児童生徒の状況について</u></p> <p>(小学校給食について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弁当持参者数<br/>アレルギーを理由に弁当を持参した児童数は、29年度70人、30年度73人、元年度64人、2年度75人。<br/>今年度、アレルギーやその他の体質、宗教等の事情により弁当を持参している児童数は92人。</li> <li>・メニューによる弁当持参者数<br/>5月の献立の例では、野菜のスープ煮19人、じゃがいものスープ煮及びカレー15人、野菜スープ14人、三色野菜ソテー、鶏肉と豆のクリームスープ及び親子煮：各11人で、乳、卵、小麦、豚肉、鶏肉を含むメニューで多い傾向です。</li> <li>・本年度の対応を要する食品<br/>食べられない食材がある児童には、事前に保護者へ情報提供を行っており、対応を要する食材は、乳、卵、小麦、えび、かに、あさり、豚肉、鶏肉、牛肉、ピーナッツ、くるみ、ごま、すいか、もも、パイナップル等の約50品目。</li> <li>・メニューにより弁当を持参する児童の喫食できなかった回数<br/>献立により弁当を持参する児童が、喫食できなかった月当たりの回数は一人当たり約7回。</li> </ul> <p>(中学校のミルク給食の状況)</p> <p>子どもたちの健やかな成長を育むため、給食を全校で実施した現在もミルク給食を継続しています。<br/>アレルギー等の理由で牛乳を飲んでいない生徒は236人で、飲まない理由は、アレルギーの外、乳糖不耐症、不登校、長期欠席、体質的なものです。<br/>学校では、給食開始前に牛乳を飲むか確認しており、飲まない生徒には、理由とともに保護者に確認をとっています。</p> <p>(2) <u>給食を食べることができない児童生徒への対応について</u></p> <p>小学校では、喫食できなかった給食費のうちパンと牛乳は一人単位で発注・納品が可能なため返金しますが、おかずは、一人分の分量を差し引いて発注し、及び調理することができないため返金しません。<br/>給食費は学期単位で精算しており、面談日等に保護者に現金で返金します。給食を一切食べない児童から給食費は徴収しません。<br/>中学校の牛乳代は、飲まない生徒から集金しない学校と学納金と集金し牛乳代を学年末に返金する学校があります。</p> |
|---|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|   |                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |                    | <p>(3) <u>弁当（代替食）持参への対応について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弁当持参に至るまでの保護者や児童への対応の過程<br/>入学時に提出されるアレルギー等の調査票により、対応が必要な児童の保護者と給食開始までに、管理職、学級担任、養護教諭、栄養教諭等が面談を行います。その際に、原因食物、現況、症状を確認し、対応が可能かを判断し、難しい場合は弁当を持参すること等を保護者と話し合います。<br/>弁当持参決定まで、児童が食べられない食材に印を付けた献立表を、栄養教諭等が事前に情報提供し、保護者に、食べさせるか食べさせないか、弁当を持たずのかを決定してもらいます。</li> <li>・代替食を持参する場合の対応、保管方法や提供時の配慮<br/>弁当は、教職員が預かり職員用の冷蔵庫で給食まで保管する又は各自で管理します。自己管理する場合は、保冷剤を使用する等温度管理に注意の上、各自で管理します。<br/>給食提供時は、間違って配膳されないように、配膳室で給食を引き渡す際、学級担任に食べられない児童名、献立名、食材名を伝えとともに、食缶の蓋には、食べられない児童名、献立名、食材名を記載した色紙を貼り付けることで、配食する児童へ注意を促します。<br/>教室では、通常献立とは別に掲示している対応が必要な児童用の献立表を確認し、重ねてチェックを行います。</li> </ul> <p>(4) <u>給食を食べることができない児童生徒への配慮について</u></p> <p>学級担任から、アレルギー症状やその危険性、食べられない食材がある児童が弁当を持参する必要性の指導をします。<br/>アレルギー等により、皆と同じものが食べられないことを伝えとともに、教室には対応が必要な児童用の献立表を掲示します。<br/>クラス全員が、好みの問題ではなく食べられないものがあることを知り、正しく理解することで、円滑な児童生徒同士の人間関係が営まれていると認識しています。</p> |
| 5 | 川添 康大議員<br>(3日目2番) | <p>発言の主題：1 学校の教育環境の改善について</p> <p>【教育部長答弁】</p> <p>(1) <u>学校トイレの改修について</u>（教育総務課）<br/>小中学校のトイレについては、便器の洋式化や給配水管の交換等による全面改修工事を計画的に実施しており、今年度は、大田小学校2期校舎のトイレのリニューアルを実施しました。<br/>令和3年11月末現在のトイレの洋式化の割合は、小中学校全体で、校舎は約6割、体育館は約5割となっており、引き続き洋式化を中心としたトイレの環境改善に取り組む必要があると認識しています。このため、現在策定中</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |



の学校施設個別施設計画において、今後5年間で優先的に取り組む学校施設の改修項目に、トイレ改修を位置付けています。

今後5年間のトイレ改修については、小中学校9校のリニューアルを実施する計画としており、実施後の洋式化の割合は、小中学校全体で、校舎は約7割、体育館は約6割となります。また、当該計画におけるトイレ改修にかかる経費は、5年間で約6億円を見込んでおります。なお、国の補助割合は、国が定める基準に基づく対象経費の3分の1となっています。

#### <再質問>

##### ●避難所となる体育館など含め、全学校のトイレの早期改修について

学校は災害時における避難所としての役割も担っており、策定中の学校施設個別施設計画でも、地域の防災拠点として、様々な利用者に配慮した施設整備を「整備方針」に掲げることとしています。

このため、学校施設のトイレ改修については、各学校のトイレの状況を踏まえながら、個別の洋式化改修に取り組むなど、多様な手法を用いて、必要な環境改善に努めたいと考えます。

#### <再々質問>

##### 【学校教育担当部長答弁】

##### ●文科省への報告箇所数及び具体的な対策

文部科学省からの照会に対して、道路管理者14箇所、警察10箇所の合計24箇所を報告しています。

道路管理者の対策箇所は、歩道が整備されていない場所等を報告しており、道路主管課で該当箇所の歩道設置や歩車共存道路整備等の工事を計画的に整備できるよう取り組んでいます。

警察の対策箇所では、横断歩道が薄くなっている場所等を報告しており、警察で早期の対応を検討しています。

##### 【教育長答弁】

##### ●学校の教育環境の改善に係る教育長の見解

学校施設は、未来を担う子供たちが集い、学び、生活をする場であるとともに、地域住民にとっては、地域活動やスポーツ活動等の場であり、災害時には防災拠点ともなる重要な施設なので、引き続き、国庫補助金等の財源確保に努め、トイレ改修を始めとする学校施設の環境改善を図っていきます。

教職員の多忙化は、出退勤管理システムにより教職員が自らの在校等時間を把握することで、勤務時間に対する意識も高まっていると考えています。今年度、スクール・サポート・スタッフを全校に配置することで教職員の負担軽減を図っていますが、引き続き、教職員の多忙化解消に向けた措置を講じていきます。

通学路の安全対策は、引き続き、学校、PTA、地域と実施する安全点検により実態を把握し、登下校時の安全確保に向けた取組を進めるとともに、関係部署と連携し対応していきます。

様々な教育課題が山積している中で、子どもたちの健やかな成長に資するよう適切に対応していきます。

【学校教育担当部長答弁】

(2) 教職員の働く環境の改善について（学校教育課）

教育委員会では、5月に出退勤管理システムを全小中学校に導入したので、10月までの在校等時間の超過時間を集計し、分析しました。

在校等時間の超過時間が、時間外労働の一月当たりの上限の45時間超の教職員の割合は、小学校は、5月39%、6月55%、7月22%、8月0%、9月23%、10月48%。中学校は、5月61%、6月74%、7月54%、8月1%、9月23%、10月61%。このうち、休日労働を含む在校等時間の超過時間が一月当たり80時間を超えている割合は、小学校は、5月7%、6月10%、7月2%、8月0%、9月4%、10月14%。中学校は、5月33%、6月43%、7月27%、8月0%、9月4%、10月43%。

小中学校ともに80時間を超える超過在校等時間が一定数あり、特に中学校の多忙な状況が分かる結果となっています。

教育委員会では、3月に学校の教育職員の業務量の管理に関する規則を制定し、5月から施行しています。規則では、業務量の管理として、原則、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を、1月45時間、1年360時間の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととしています。

今年度は、在校等時間の超過が80時間を超える職員が一定数いることから、校長会で現状を伝えるとともに、①心身の健康状態に不安や心配はないか、②業務に偏りがないか、③そのことに対して不満を持っていないか、④必要業務以外での超過勤務の実態がないか、⑤その他に超過勤務の要因はあるか等、個人票の配付や面談を行う等の対応を依頼しました。

今後も、結果を把握し分析するとともに、業務量の適切な管理を行い、教職員の働き方改革に向けた取組を進めます。

<再質問>

【教育部長答弁】

●エアコン清掃の委託化について（教育総務課）

現在、各小学校では、フィルターの汚れ具合等に応じ、教職員や校務整備員が簡易的な清掃をしています。

室内機は天井付近に設置されており、高所での作業となることから、安全性の確保や教職員の負担軽減は課題であると認識しています。

専門業者の適切な維持管理により運転性能がいじされ、設備の耐用年数の延伸が図られることから、財政状況を踏まえながら、専門業者による清掃委託の実施について検討を進める必要があると考えています。

【学校教育担当部長答弁】

●教職員への携帯電話の貸与について（教育指導課）

教職員専用の携帯電話の使用や貸与については、緊急時の連絡手段として有効であると認識しておりますが、実際に使用する際の運用の仕方や契約の形態等について、学校と情報共有を行うとともに、すでに導入している自治体等への情報収集も行いながら、今後研究を進めていきます。

(3) 通学路の安全対策について（学校教育課）

本年は新型コロナウイルス感染症の影響により、合同の通学路点検は行いませんでしたが、小学校から 218 件、中学校から 24 件の要望がありました。

小学校は道路関係が 102 件で内訳は、道路、歩道、外側線等の整備・拡幅 36 件、道路に面する樹木の伐採、草刈り等 27 件、ガードレール、カーブミラー、街路灯等の設置・補修 25 件、道路、歩道、外側線等の補修 14 件。

交通関係が 100 件で内訳は、横断歩道・停止線等の設置、補修 62 件、交通標識等の改善、注意看板等の設置 23 件、信号機の設置等 12 件、交通規制の実施 3 件。その他 16 件の合計 218 件。

中学校は道路関係が 14 件で内訳は、道路、歩道、外側線等の整備・拡幅 6 件、カーブミラー、街路灯等の設置・補修 4 件、道路に面する樹木の伐採、草刈り等 3 件、道路の外側線等の補修 1 件。

交通関係が 8 件で内訳は、横断歩道・停止線等の設置、補修 4 件、注意看板等の設置 2 件、信号機の設置等 1 件、交通規制の実施 1 件。その他 2 件の合計 24 件。

現在、教育委員会から関係課に対応を依頼しています。

<再質問>

●成瀬中や山王中の学校前の交通環境の改善について

成瀬中や山王中の学校前は、特に雨天時に、生徒の送迎に伴う交通集中により混み合うことがあるため、学校では、送迎時の出入りのルール等を保護者に示すとともに教職員の協力により交通混雑の緩和に努めています。

引き続き、送迎時のルール等の啓発を図り、交通混雑の解消を図るよう努めます。

|   |                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6 | 相馬 欣行 議員<br>(3日目3番) | <p>発言の主題：1 人口減少や公共施設の課題を見据えた<br/>市政運営について</p> <p>(2) <u>まちづくりと公共施設の在り方について</u></p> <p>&lt;再質問&gt;<br/> 【教育部長答弁】<br/> ●<u>適正規模・適正配置の考え方やスケジュール感について</u><br/> (教育総務課)</p> <p>本市の学校施設については、建築後30年を経過した建築物が8割を超えるなど老朽化が進行しており、少子化のさらなる進展により、中長期的には児童生徒数の大幅な減少や小規模校の増加が見込まれる中、計画的な施設改修が大きな課題となっています。</p> <p>本市の学校施設は、公共施設等総合管理計画において将来の地域コミュニティの核施設に位置づけられており、施設の建替えに際しては、今後の伊勢原のまちづくりと整合を図る必要があります。</p> <p>小中学校の適正規模・適正配置の方針については、現在改訂が行われている公共施設等総合管理計画等を踏まえつつ、個別の施設整備の検討を行う前までに整理する必要があると考えます。</p> |
|---|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

令和3年12月補正予算の概要

教育部（学校教育課）

1 感染症対策等の学校教育活動継続支援事業費追加

(1) 目的 学校における感染症対策を強化するために必要となる保健衛生用品等の購入経費等について、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができ、国が措置するもの（学校保健特別対策事業費補助金）で、令和3年3月補正予算（追加）で予算承認をいただき、繰越明許により令和3年度で事業執行をしています。

国の実施要領の改正があり、補助額の上限額の変更があったため追加計上するもの。

・消毒液や非接触型体温計等の保健衛生用品の追加購入のために必要な経費

・教室の3密対策として、換気を徹底するためのサーキュレーター等の購入経費、等

(3) 補正予算の内容

ア 歳出予算 合計2,450千円

(7) 小学校費 予算科目：09.02.01 感染症対策等の学校教育活動継続支援事業費：1,700千円（消耗品費・備品購入費）

(4) 中学校費 予算科目：09.03.01 感染症対策等の学校教育活動継続支援事業費：750千円（消耗品費・備品購入費）

(ウ) 学校別内訳

| 追加額  | 学校名                        | 児童生徒数    |
|------|----------------------------|----------|
| 10万円 | 大山                         | 1～300人   |
| 15万円 | 高部屋、大田、緑台、竹園               | 301～500人 |
| 20万円 | 伊勢原、比々多、成瀬、桜台、石田、山玉、成瀬、伊勢原 | 501人以上   |

イ 歳入予算 学校保健特別対策事業費補助金 1,225千円（補助率：1/2）

2 小学校給食調理業務等委託に係る債務負担行為の設定

(1) 経過 令和2年4月から伊勢原小学校及び桜台小学校で給食調理業務の民間委託を試行しています。

この試行の開始に伴い、委託校の保護者代表や学校長などを委員とする「伊勢原市小学校給食調理等業務委託試行検証委員会」を設置し、検証を行った結果、「民間委託によっても、これまでどおり安全・安心でおいしい給食が提供されていると認められる」との総評をいただいたことから、令和4年4月からの委託校の拡大を目指すもの。

(2) 委託校（予定） 中規模の小学校（高部屋小学校を予定）

(3) 債務負担行為設定額 6,900千円（令和4年度～令和6年度）

(4) スケジュール（予定） ・令和4年1月～ 事業者を選定

・令和4年1月～ 保護者説明

・令和4年4月～ 業務委託開始

令和3年度  
全国学力・学習状況調査

結果及び分析



伊勢原市公式イメージキャラクター  
クルリン

伊勢原市教育委員会教育指導課

## 令和3年度 全国学力・学習状況調査の伊勢原市結果の分析について

伊勢原市教育委員会

伊勢原市では、児童生徒の学力や学習状況に関し、継続的な検証改善サイクルの確立を目的として、文部科学省「令和3年度 全国学力・学習状況調査」を実施しました。

伊勢原市立小中学校の調査結果の概要をお知らせします。

【調査日時】 令和3年5月27日(木)

【調査対象学年・参加人数】 小学校6年生 800人 中学校3年生 743人

【調査内容】

### 1 教科に関する調査

- ・小学校:国語、算数 中学校:国語、数学
- ・出題範囲:調査する学年の前学年まで
- ・出題内容:「知識・技能」及び「活用」に関する問題を一体的に出題
- ・出題形式:記述式の問題を一定割合で導入

### 2 児童生徒に対する質問紙調査、学校に対する質問紙調査

【調査結果についての留意事項】

- 実施教科が国語、算数・数学の2教科であり、学習指導要領のすべてを網羅するものではないことから、児童生徒が身に付けるべき学力の特定の一部であること。
- 年度によって問題の質が異なるため、平均正答率の経年変化のみから、学力の向上、低下の傾向を評価することは難しいこと。

## 1 教科に関する調査の結果から

### (1)平均正答率

小中学校共に、全国及び神奈川県と比較して、正答数・正答率と大きな差は見られませんでした。

《令和3年度 教科に関する調査の平均正答数と平均正答率(%) (公立小中学校)》

| 令和3年度 | 小学校        |            |            |            | 中学校        |            |            |            |
|-------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|       | 国語         |            | 算数         |            | 国語         |            | 数学         |            |
|       | (14 問)     |            | (16 問)     |            | (14 問)     |            | (16 問)     |            |
|       | 正答数<br>(問) | 正答率<br>(%) | 正答数<br>(問) | 正答率<br>(%) | 正答数<br>(問) | 正答率<br>(%) | 正答数<br>(問) | 正答率<br>(%) |
| 伊勢原市  | 8.5        | 60         | 10.8       | 67         | 8.8        | 63         | 8.8        | 55         |
| 神奈川県  | 8.8        | 63         | 11.3       | 70         | 9.1        | 65         | 9.3        | 58         |
| 全国    | 9.1        | 64.7       | 11.2       | 70.2       | 9.0        | 64.6       | 9.1        | 57.2       |

※県及び市の平均正答率は、国から小数第1位を四捨五入した整数値で提供されています。

## (2)教科・設問ごとの分析結果

教科に関する調査結果について、各教科・設問ごとに分析したところ、習得の状況が良好であると見られる特長と指導の改善・充実が求められる課題が見られました。

### ～主な特長と課題～

|             |        |        |                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------------|--------|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小<br>学<br>校 | 国<br>語 | 特<br>長 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・思考に関わる語句の使い方を理解し、話や文章の中で使うことができる。</li> <li>・目的や意図に応じ、資料を使って話すことができる。</li> </ul>                                                                                                                    |
|             |        | 課<br>題 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学年別漢字配当表に示されている漢字を文の中で正しく使うこと。</li> <li>・文の中における修飾と被修飾との関係を捉えること。</li> <li>・目的に応じ、文章と図表とを結び付けて必要な情報を見付けること。</li> <li>・目的を意識して、中心となる語や文を見付けて要約すること。</li> </ul>                                      |
|             | 算<br>数 | 特<br>長 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・棒グラフから、数量を読み取ることができる。</li> <li>・棒グラフから、項目間の関係を読み取ることができる。</li> <li>・速さが一定であることを基に、道のりと時間の関係について考察することができる。</li> <li>・示された除法の結果について、日常生活の場面に即して判断することができる。</li> </ul>                               |
|             |        | 課<br>題 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・速さを求める除法の式と商の意味を理解すること。</li> <li>・三角形の面積の求め方について理解すること。</li> <li>・複数の図形を組み合わせた平行四辺形について、図形を構成する要素などに着目し、図形の構成の仕方を捉えて、面積の求め方と答えを記述すること。</li> </ul>                                                  |
| 中<br>学<br>校 | 国<br>語 | 特<br>長 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・質問の意図を捉えることができる。</li> <li>・文脈に即して漢字を正しく読むことができる。</li> </ul>                                                                                                                                        |
|             |        | 課<br>題 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・話合いの話題や方向を捉えて、話す内容を考えること。</li> <li>・書いた文章を読み返し、語句や文の使い方、段落相互の関係に注意して書くこと。</li> <li>・場面の展開、登場人物の心情や行動に注意して読み、内容を理解すること。</li> <li>・登場人物の言動の意味を考え、内容を理解すること。</li> <li>・相手や場に応じて敬語を適切に使うこと。</li> </ul> |
|             | 数<br>学 | 特<br>長 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・問題場面における考察の対象を明確に捉えることができる。</li> <li>・与えられたデータから中央値を求めることができる。</li> <li>・与えられた表やグラフから、必要な情報を適切に読み取ることができる。</li> <li>・ヒストグラムからある階級の度数を読み取ることができる。</li> </ul>                                        |
|             |        | 課<br>題 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事象を数学的に解釈し、問題解決の方法を数学的に説明すること。</li> <li>・ある条件の下で、いつでも成り立つ図形の性質を見いだし、それを数学的に表現すること。</li> <li>・具体的な場面で、一元一次方程式をつくること。</li> <li>・関数の意味を理解すること。</li> </ul>                                             |



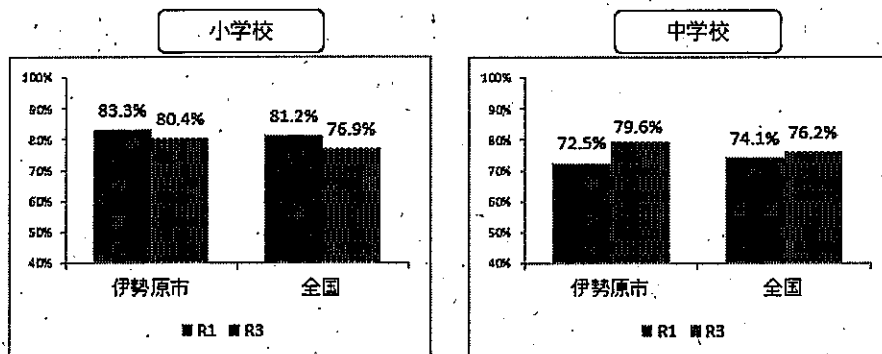
## 2 児童生徒質問紙調査の結果から

\* 各グラフの数値は、質問に対して「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した児童生徒の割合を示しています。

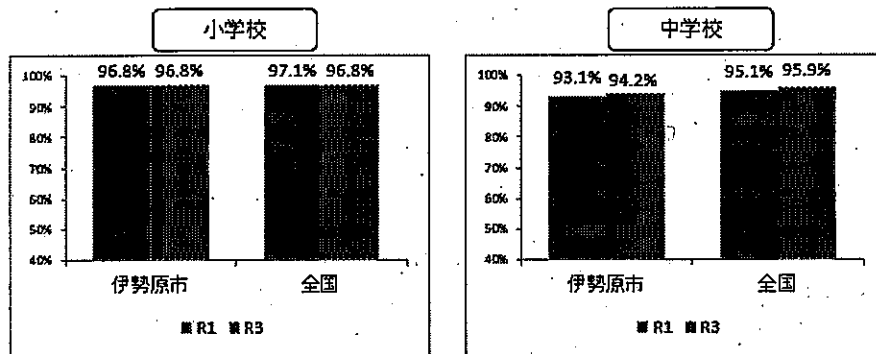
### (1) 児童生徒の生活に対する意識に関して

- ・「自分にはよいところがある」と感じている児童生徒の割合は、全国と比較して大きな差はみられませんでしたが、引き続き、各校での教育活動や道徳教育などさまざまな活動の場面で、一人ひとりの適切な見取りに努め、よいところは積極的に褒める等、個に応じた指導に留意する必要があると考えられます。
- ・「いじめはどんな理由があってもいけないことだ」と回答している割合は、全体的に高い割合を示しています。引き続き、コミュニケーションスキルの向上など、いじめの未然防止に向けた取組を行うとともに、「いじめはいけないこと」という児童生徒の意識を高めていく必要があります。

Q「自分には、よいところがあると思いますか」



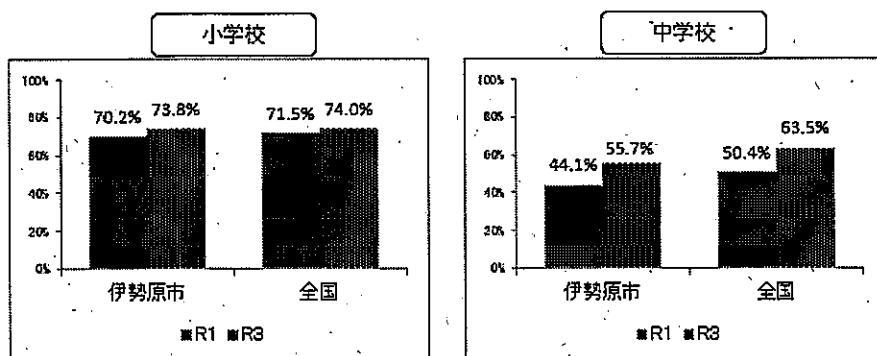
Q「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」



### (2) 家庭学習に関して

- ・「家で、自分で計画を立てて勉強をしている」と回答している割合は、前回調査と比べてやや増加傾向にあるものの、全国と比較して小学校では大きな差はみられず、中学校では割合が低い傾向があります。
- ・主体的に学習に取り組めるように、学習課題を明確にするとともに、勉強の仕方を指導することが必要です。学校と家庭とが連携をして、学校の学びを家庭へつなげることも大切です。

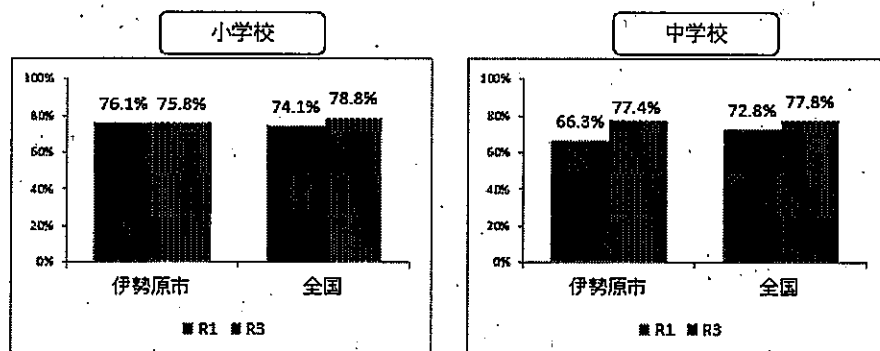
Q「家で、自分で計画を立てて勉強をしていますか。(学校の授業の予習や復習を含む)」



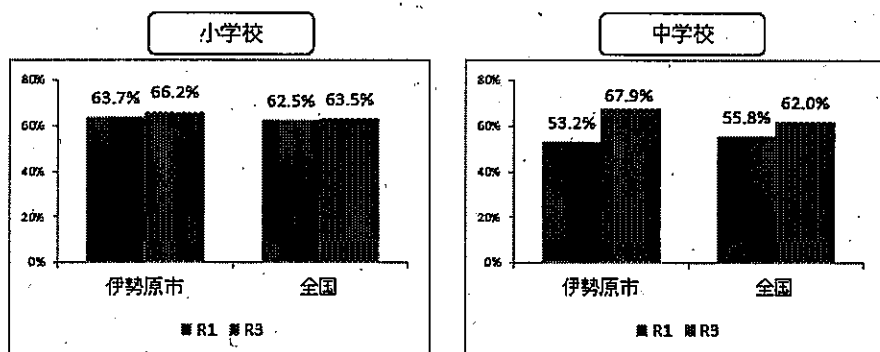
### (3)主体的・対話的で深い学びの視点から

- ・「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている」と感じている割合は、小・中学校ともに、全国と比較して大きな差はありません。また、「自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表している」と感じている割合は、小学校では大きな差はありませんが、中学校では全国より上回っています。
- ・言葉は、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となるものです。発達段階に応じた言語能力の育成が図られるよう、各教科等の特質を生かし、話し合う活動や自分の考えを発表する取組などの言語活動の充実を図ることが必要です。

Q「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思いますか。」



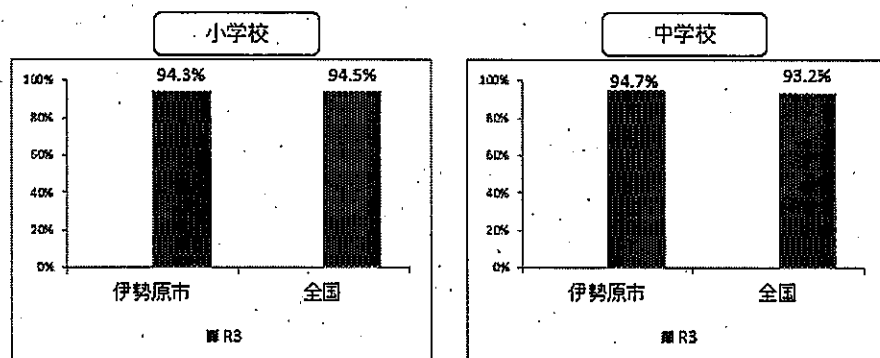
Q「自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表していたと思いますか。」



### (4)ICTを活用した学習状況（新規）

- ・「学校の中でコンピュータなどのICT機器を使うのは勉強の役に立つと思う」と回答している割合は、9割を超えていました。
- ・ICT機器は、調べ学習、資料の提示、発表の振り返り、文章の推敲、意見の共有などに活用することができます。授業の単元計画を立てる際に、ICT機器の効果的な活用場面を考える必要があります。

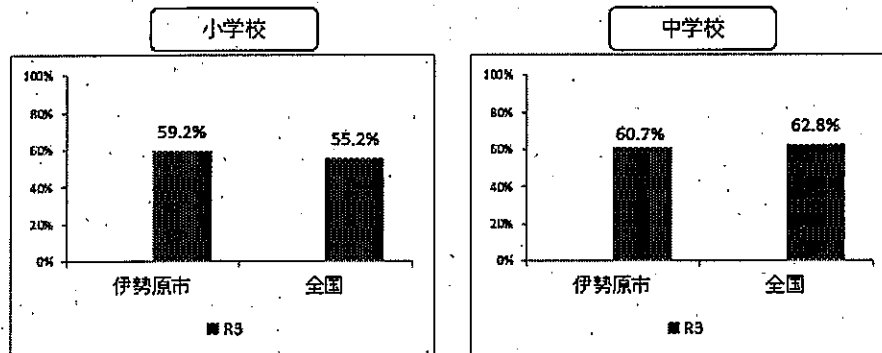
Q「学校の中でコンピュータなどのICT機器を使うのは勉強の役に立つと思いますか」



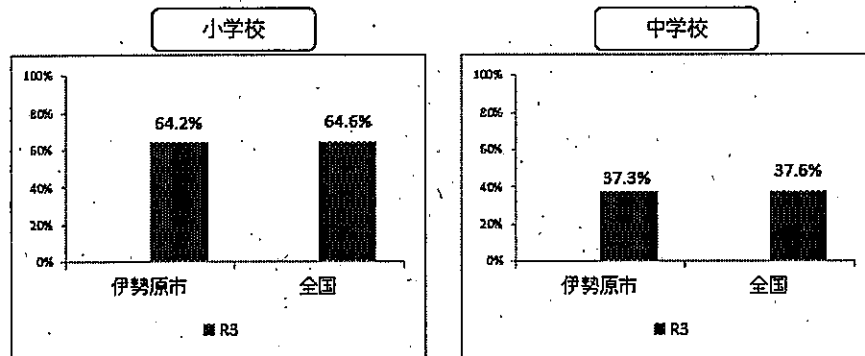
### (5)新型コロナウイルス感染症の影響（新規）

- ・「新型コロナウイルスの感染拡大で多くの学校が休校していた期間中、勉強について不安を感じた」と回答している割合が小・中学校ともに約半数を超えています。また、「新型コロナウイルスの感染拡大で多くの学校が休校していた期間中、計画的に学習を続けることができた」と回答している割合が小学校では6割程度、中学校では4割程度となっています。
- ・各学校では、年間指導計画を見直し、効果的な学習活動が図られるよう努めることなどにより、学習指導要領に定める学習内容については履修できておりますが、学校と家庭とが連携をして、子どもの不安を受けとめるとともに、主体的に学習に取り組めるよう、引き続き、指導の工夫を行っていくことが大切です。

Q「新型コロナウイルスの感染拡大で多くの学校が休校していた期間中、勉強について不安を感じましたか」



Q「新型コロナウイルスの感染拡大で多くの学校が休校していた期間中、計画的に学習を続けることができましたか」



### 3 児童生徒質問紙調査と教科に関する調査のクロス集計結果から

児童生徒質問紙調査の結果と教科に関する調査結果との関係を見ると、次のような児童生徒の方が、教科の正答率が高い傾向が見られました。

- ・朝食を毎日食べている。
- ・毎日、同じくらいの時刻に寝ている／起きている。(小学校)
- ・普段(月曜日から金曜日)、1日当たり、テレビゲーム(コンピュータゲーム、携帯式のゲーム、携帯電話やスマートフォンを使ったゲームも含む)をする時間が短い、全くしない。
- ・人の役に立つ人間になりたいと思う。
- ・家で自分で計画を立てて勉強をしている。(学校の授業の予習や復習を含む)
- ・家にある本の冊数が多い。
- ・授業で、学級の友達との間(生徒間)で話し合う活動では、話し合う内容を理解して、相手の考えを最後まで聞き、友達の考え(自分と同じところや違うところ)を受け止めて自分の考えをしっかりと伝えていた。

- ・授業で、自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組み立てなどを工夫して発表していた。
- ・授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた。
- ・授業では、各教科などで学んだことを生かしながら、自分の考えをまとめたり、思いや考えをもとに新しいものを作り出したりする活動を行っていた。
- ・学習した内容について、分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげることができている。
- ・英語の授業では、自分自身の考えや気持ちを伝え合うことができている。
- ・総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいる。(小学校)
- ・道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいる。(中学校)

#### 4 学校がよりよい授業実践に向けて重視していきたいこと

各学校では、次のような点を重視し、全学年・全教科を通じて授業の充実を図る必要があります。

- ・習得した知識及び技能を活用して、課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の能力をはぐくむため、各教科等の授業において引き続き、課題の解決に向けた取り組みを充実すること。
- ・学校全体の言語活動の実施状況や課題について全職員で話し合うなど、学校全体としての取組を継続すること。
- ・全国学力・学習状況調査の結果を分析、学校全体の教育活動の改善に生かすとともに、引き続き、保護者や地域の方との協力・連携を進めること。
- ・大型提示装置や1人1台端末などのICT機器の利点を生かした授業を行うこと。
- ・家庭との連携を図りながら、発達の段階に応じて、家庭での学習課題を適切に与えたり、学習計画の立て方や学び方を、具体例を挙げながら指導したりするように、教職員で共通理解を図ること。

#### 【小学校国語】

- ・必要に応じて漢字を使って、文や文章を書くという機会を設ける。
- ・修飾語を加えて文を詳しくしたり、修飾語がどの語句を詳しくしているのかをはっきりさせたりすることを指導する。
- ・図表やグラフを文章と結び付けて読み、必要な情報を見付けたり、論の進め方について考えたりすることができるようにする。
- ・同じ文章を読んでも、読み手の目的によって内容の中心となる語や文は異なるため、要約した文章も異なるものになることを確認できるようにする。

#### 【小学校算数】

- 具体的な場面に対応させながら、事柄や関係を式に表すことができるようにする。
- ・伴って変わる二つの数量の関係に着目し、それらの関係を用いたり、単位量当たりの大きさの意味及び表し方を理解し、単位量当たりの大きさを用いて比べたりすることができるようにする。
- ・三角形や平行四辺形の底辺と高さの関係の理解を確実にし、図形を構成する要素などに着目して、求積のためにどの部分の長さを測る必要があるかを考えることで、基本図形の面積を求める公式の理解を深め、活用できるようにする。

## 【中学校国語】

- ・理解したことを他者に説明したり、他者の考えやその根拠などを知ったりするように指導を工夫する。
- ・引用の仕方について理解を深めるようにする。
- ・読書することによって、知識や情報を得たり、新しいものの見方や考え方を知ったり、自分の考えが広がったりすることを実感できるようにする。

## 【中学校数学】

- 具体的な場面において、数学的に解決できるよう指導を工夫する。
- ・日常生活における問題の解決に数学を活用できるようにする。
- ・目的に応じてデータを収集して処理し、その傾向を読み取って批判的に考察し判断することを通して、統計的に問題解決することができるようにする。
- ・観察や操作、実験などの活動を通して、図形の性質を見いだすことや、発展的に考察することができるようにする。

## 5 家庭にお願いしたいこと

進んで学ぶ子どもを育てるために、家庭においても特に次の点について、ご指導をお願いします。

- ・規則正しい生活習慣を心がけましょう。  
例) 早寝・早起き・朝ごはん、家庭学習や読書等の習慣 等
- ・家族で、学校や社会での出来事、将来のことなどについて話題にしてみましょう。
- ・日常生活の中での「達成感」を大切にしましょう。  
例) 家庭の中で子どもに役割を与えましょう。子どものがんばりをほめましょう。
- ・ボランティア活動や地域の行事等と一緒に参加しましょう。  
例) 市民総ぐるみ大清掃、公民館まつり、総合防災訓練、地区・学区体育祭などへの参加 等
- ・テレビゲームや携帯電話・スマートフォン等の使い方について、話し合いましょう。



**「伝え合おう 大切なこと 互いの声で」**

**「スマートフォンをスマートに ～大切なのは自制心～」**

※このスローガンは、伊勢原市内の各中学校において実施した携帯電話やスマートフォンに関するアンケート等の結果を踏まえ、「平成27年度伊勢原市立中学校生徒会リーダー研修会」において生徒が作成したものです。

伊勢原市教育委員会では、家庭学習の手引きとして、冊子『学びのすすめ』を作成し、学校を通じて家庭に配布しています。ぜひご活用ください。

**参考** 冊子『学びのすすめ』は、伊勢原市教育センターのウェブサイト内リンクリストからダウンロードできます。

伊勢原市教育センターURL <http://www.isehara.ed.jp/center/>

**冬季休業期間中の児童・生徒指導について**

[小学校・中学校・中等教育学校（前期課程）・特別支援学校（小・中学部）向け]

★印は、特に冬季休業期間に関する指導

伊勢原市版

資 料

4

冬期休業期間中の児童・生徒指導については、次に示す項目を踏まえ、適切に御対応いただくようお願いします。

加えて、新型コロナウイルス感染症の感染状況等は日々変化していることから、今後の県内の感染状況や国の動向等を慎重に見極めた上で、対応について変更を行う場合がありますので、本通知と併せて、教育委員会が発出する通知等に基づく御対応をよろしくお願いします。

児童・生徒にとって冬季休業期間は、一年間の生活の反省や学習のまとめなど、これまでを振り返るとともに、新しい年を迎えて希望をもち、年末年始の諸行事を通して家族・社会の一員としての自覚と責任感を育む良い機会です。しかし、なかには事件や事故にまきこまれたり、生活の乱れから、問題行動を起こしたりする場合も見られます。また、★冬季休業後に、不登校傾向が表れたり、学業に気持ちが向かなくなったり、人間関係に悩んで身体に影響が出たりすることもあります。これらのことを踏まえ、次の事項を参考にして、冬季休業前の集会や学級の時間において、全児童・生徒に注意を促すなど指導に努めてください。あわせて、休業前や休業中に必要に応じて児童・生徒には面談を行うなど、積極的な児童・生徒指導の推進をお願いします。

**1 学習指導について**

- (1) 長期休業の機会を利用して、児童・生徒一人ひとりの特性を生かした学習が自発的・計画的に進められるよう指導するとともに、学習理解が不十分な児童・生徒には、継続的な指導や支援に努めてください。
- (2) 神奈川県教育委員会「令和3年度学校運営・教育指導の重点」を踏まえ、課題を解決する能力など、確かな学力の育成に努めてください。

**2 生活に係る指導について**

- (1) 冬季休業期間中の児童・生徒の生活については、保護者や関係機関等と密接な連絡をとり、児童・生徒一人ひとりの状況を的確に把握するとともに、適切な指導を心がけてください。
- (2) 児童・生徒が望ましい生活習慣を確立するために、具体的な生活の目標をもたせるなど指導してください。また、特にこの時期は、不規則な生活習慣や進路決定に関わる緊張や不安などから、心の動揺が見られることがありますので、児童・生徒一人ひとりの心情を理解し、きめ細かな温かい配慮のもとに、個別指導の充実に努めてください。
- (3) 家庭・地域との連携を強化し、児童・生徒が様々な行事を通して地域社会とのふれあいを深めるよう適切に指導するとともに、公共の施設等におけるルールやマナーを守り、周囲に迷惑をかけないように指導してください。
- (4) 恐喝や暴力被害等に遭わないよう、家庭との連携を密にし、危険な場所への出入りの禁止や帰宅時間の厳守等について指導してください。
- (5) いじめ問題への対応については、各校の基本方針に基づき組織的に対応するとともに、いじめを受けた児童・生徒への十分な心のケアを行ない、いじめに関わった児童・生徒とその家庭、また、周囲の児童・生徒とその家庭に対する適切な指導に努めてください。

- (6) ★冬季休業前に、問題行動や遅刻、登校渋り、不登校、学校内での孤立等、配慮を要する児童・生徒に対しては、面談・家庭訪問や充実した個別指導等を実施するなど、進級や卒業を迎える時期を見据えて、きめ細かな指導・支援に努めてください。その際、支援シートの活用など、記録の管理も大切です。
- (7) 小・中学生において、アルバイトは原則禁止されていることを、児童・生徒及び家庭に対して指導・周知してください。
- (8) ★年末・年始には金銭目当ての事件等が多発する傾向にあります。トラブルに巻き込まれる恐れがあるため、児童・生徒の遊技場等、危険な場所への出入りの禁止や帰宅時刻の厳守等について、十分注意するよう指導をするとともに、家庭に対する周知を徹底してください。
- (9) 河川や空き家など地域の危険箇所等については、関係機関と連携を図り安全確認等を行い、児童・生徒には、危険箇所等に立ち入らないなどの指導をするとともに、家庭に対する周知を徹底してください。
- (10) 児童・生徒が家出、無断外泊、深夜徘徊や迷惑行為等をしないよう、児童・生徒への指導の徹底はもとより、保護者・地域と連携し、規則正しい生活が送れるよう努めてください。
- (11) 児童・生徒が公共交通機関の利用に際し、有効な乗車券を持たず乗車したり、中学生が小児運賃・料金で乗車したりするなど、不正乗車することがないように、改めて指導してください。

### 3 健康・安全指導について

- (1) 学校の健康診断及び主治医による定期的な検診において指摘された疾患等や自覚している不調については、できる限り長期休業期間中に治療するよう指導してください。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のやい切さを児童・生徒に丁寧説明し、多くの人が集まる場所等への外出をできる限り避けるよう指導してください。特にグループ等でのカラオケや食事、友人宅宿泊等による感染が多く報告されているため、冬期休業中においても、感染リスクの高い行動は自粛するように指導してください。また、以下の健康観察、健康管理について指導・周知してください。
- ア 発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続く場合や、強いだるさや息苦しさがある場合は、医療機関を受診すること。基礎疾患（喘息などの呼吸器疾患、慢性心疾患、糖尿病、腎臓病など）がある場合は、早めに受診すること。
  - イ 発熱、咳で医療機関を受診した場合、学校に電話連絡し、次のことを伝えること。
    - ・症状や症状が出始めた日
    - ・受診した医療機関や受診日
    - ・診断名

#### 【参考】日常の健康管理と基本的な感染症対策

- ・免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がける。
- ・人混みをさけ、手洗い、うがい、マスクを着用するなどの咳エチケット等の感染予防を徹底する。
- ・寒い時期でも換気をしながら加湿し、適度な保湿（湿度40%以上を目安）を徹底する。

- (3) 休業期間中に行う教育活動は次のことに留意し、責任者を定めて実施してください。
- ア 無理のない計画を立て、事故防止に努めること
  - イ 健康・安全・衛生面に配慮すること
  - ウ 不測の事態が起きた場合に適切な措置がとれるよう、事前に事故・災害等への体制を確

立し、必要に応じ研修を行っておくこと

- (4) グラウンド、体育館、その他屋内外で活動を行う場合は、新型コロナウイルス感染症の感染予防（密を避けたり、マスクの着用、手指の消毒等）を徹底した上で、児童・生徒の安全や健康に留意し、大雪等の自然災害による被害等の防止にも配慮してください。
- (5) 部活動等の練習や各種大会に参加する場合は、児童・生徒の健康診断の結果等を踏まえ、事故防止に努めてください。定期健康診断の実施前の場合は、保健調査票などを活用して児童・生徒一人ひとりの健康情報を把握し、可能な限り保護者や児童・生徒の健康状態を確認した上で参加し、無理をさせないなど、個別に配慮してください。特に、★寒中においては、健康観察を綿密に行うとともに、準備運動等を入念に行い、活動が可能な状況なのかしっかりと見極め、健康管理や事故防止に努めてください。  
また、児童・生徒の個性や能力に応じ、きめ細かい指導に努めるとともに、決して体罰を行わない、不祥事を起こさないという高い意識をもって指導に臨んでください。
- (6) 多発する交通事故を考慮し、児童・生徒・保護者・教職員に「みんなの交通安全教育推進運動『スタートかながわ』」を周知するなど、交通安全教育の再確認・再点検をしてください。  
平成27年6月1日の道路交通法の改正により、危険行為を繰り返す自転車の運転者に「自転車運転者講習」が義務付けられました。（子どもでも14歳以上は対象）歩行者の保護や自転車乗車中の携帯電話やスマートフォン及びヘッドフォン等の使用禁止も含め、安全な自転車の運転及び自転車事故の防止について指導してください。  
なお、令和元年より「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」第16条2で「保護者は、その監護する未成年者の自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。」と定められています。児童・生徒・保護者へ周知をしてください。  
また、歩きながらの携帯電話やスマートフォンを操作することによる事故も危惧されます。外出時における安全な歩行など交通安全指導や公共交通機関を利用する場合のマナー向上の指導に努めてください。
- (7) 刃物やエアソフトガンなど凶器ともなる道具は、その危険性についての指導の徹底を図るとともに、学校の用具や備品の安全管理を徹底してください。
- (8) 不審者から声をかけられて、車に連れ込まれ性的被害を受けたり、誘拐されそうになったりする事件が発生しています。児童・生徒及び家庭・地域に注意を促すとともに、家庭や地域と連携し、日頃から、登下校時における犯罪被害の未然防止と児童・生徒の安全確保に努めてください。特に、児童・生徒には、人通りの多い道を複数で寄り道せず帰ることや、不測の事態の際には迷わず「こども110番の家」、または、近くにいる大人や店舗に助けを求めること、110番通報することなどの指導を徹底してください。なお、公衆電話の使用方法について、緊急通報（警察、消防、救急等）時、硬貨やテレホンカードは不要であり、そのまま110番等を押せばよいことなどの指導を徹底してください。また、持ち物等への記名については個人情報に十分に注意した対応をお願いします。
- (9) スマートフォン等の急速な普及により、SNSの利用を通じた見知らぬ人との交流により性犯罪や自撮り被害にあうケースが頻発しています。また、SNSに違法行為や迷惑行為を投稿することにより、その記事に対する批判が集中（炎上）する事案や無料通信アプリを悪用した犯罪に巻き込まれる事案も頻繁に起きています。ひとたび写真がインターネット上に流出すると、不特定多数のものに繰り返しコピーされ、全ての写真を削除することは非常に困難になることや、取り返しのつかない被害が生じてしまうおそれがあることを、児童・生徒にも分かるよう丁寧に指導してください。



- (10) 心身の健康や生命の尊さなどについて十分に指導を行い、喫煙や飲酒はもとより、シンナー、覚せい剤、MDMA等の薬物の乱用が心身に与える有害性やブタンガス（ライターガス）等の吸引等による危険性について十分指導し、これらの乱用防止教育に努めてください。

また、インターネットにより大麻や危険ドラッグなどの違法薬物が比較的安易に入手できることから、若者を中心に使用が広がっており、健康被害や異常行動等が報告されています。児童・生徒が決して関わらないよう指導に努めてください。

- (11) 知人からの誘いに安易に乗り、小遣い欲しさに振り込め詐欺等の違法行為に加担してしまうようなことがあってはなりません。「簡単な仕事、高額な報酬」等の甘言に惑わされて、違法行為に関わることをしないよう指導してください。

- (12) 洗剤等を用いた有毒ガス（硫化水素）の発生に伴う事故等の教訓を生かし、学校での洗剤・薬品等の管理・指導の徹底を図るとともに、児童・生徒に対しては、自他の生命に関わる重大事故に繋がる可能性があることから、決して興味本位に模倣しないよう指導してください。

- (13) 休業明けにかけて児童・生徒の自死が急増する傾向があることを踏まえ、長期休業の開始前から、いじめや不登校等、悩みを抱える児童・生徒の早期発見に努めるとともに、保護者に対して児童・生徒の見守りについて依頼するなど、家庭との連携を密にし、長期休業期間中においても継続的に様子を確認するようにしてください。また、長期休業開始前に、あらためて、何よりも『いのち』が大切であること、悩んだ時に助けを求める具体的な方法（SOSの出し方）等について、指導してください。

#### 4 緊急時の対応及び指導体制の確認について

- (1) 地震等の緊急事態が発生した場合の避難場所や学校との連絡方法等について、各校の防災計画に基づき、事前に児童・生徒に十分指導するとともに、家庭に対しても周知・徹底を図ってください。また、事件・事故・災害等が発生した際には、学校として適切な処置がとれるよう、緊急体制及び指導体制を再確認してください。

- (2) 事件・事故が発生した場合、児童・生徒の安全確保に向けた迅速かつ適切な対応や、保護者等関係者からの情報の確実な収集ができるように保護者と全教職員に対して、緊急時の対応及び指導体制を事前に明示し再確認してください。

#### 5 冬季休業後の児童・生徒指導について

- (1) 家出、無断外泊、深夜徘徊など、生活習慣が乱れがちな児童・生徒に対しては、家庭や地域、関係諸機関との連携により、その動向を把握するとともに、規則正しい生活が送れるよう指導してください。

- (2) 問題行動や遅刻、登校渋り、不登校、学校内での孤立等の配慮を必要とする児童・生徒に対しては、面接や家庭訪問を実施するなど、きめ細かな指導・支援に努めてください。特に中学校一年では、小学校時に欠席が少なかった生徒でも、休業後に学業不振を含む様々な要因で欠席が増えることもあるので留意してください。

- (3) 休業後の学期始め等の時期においては、児童・生徒の心身の状況や行動に変化が現れやすいことから、いじめ問題への取組の徹底及び自殺予防の取組の充実に努めてください。

#### 6 その他

- (1) 児童・生徒が自らの安全を守るとともに、社会のルールを遵守するよう指導を徹底してください。
- (2) PTA・地域等の集まりの機会をととして、冬季休業期間中における児童・生徒の指導に対する保護者や地域住民の方々の理解が深まるよう努めてください。
- (3) 休業期間中に駅周辺・公園・河川敷で野宿生活をしているホームレスの状況にある方への襲撃事件が毎年のように起きています。その中には、偏見や差別意識を持っている中学生等によるものがあります。命を大切にして、相手を思いやる心の重要性について児童・生徒自らが考えていく指導等を行ってください。
- (4) 神奈川県青少年保護育成条例の趣旨に基づいて、携帯電話・スマートフォンへのフィルタリングの徹底や深夜外出の制限などについて保護者に周知し、保護者が児童・生徒の行動や生活に責任を持つよう協力を求めるとともに、改めて学校と家庭が連携した児童・生徒の指導を推進してください。

～一人じゃないよ 相談してね～

24時間子どもSOSダイヤル

相談専用電話 0120-0-78310  
(0466) 81-8111

【利用時間】 24時間・365日受付

不登校ほっとライン

相談専用電話 (0466) 81-0185

【利用時間】 月～金 8:30～21:00  
土・日・祝休日 8:30～17:15 (年末年始は休み)

～子どもも、若者も、親も、ひとりで悩まないで、まずここに相談～

かながわ子ども・若者総合相談センター

相談専用電話 (045) 242-8201

【利用時間】 9:00～12:00 13:00～16:00 (月曜日と年末年始を除く)

子どもや若者が抱える様々な悩みについての相談窓口です。専門的な支援が必要な場合は、より適切な県の相談機関や市町村、民間団体などを御紹介します。

～ひきこもり、不登校等についての悩みはこちらでも相談できます～

神奈川県西部青少年サポート相談室

相談専用電話 (0465) 35-9527

【利用時間】 10:30～12:00 13:00～16:00 (土・日・祝休日・年末年始を除く)

\*第3金曜日は、19時まで

～伊勢原市の相談機関～

伊勢原市青少年相談室

相談専用メール

<青少年相談室メール相談> young-soudan@isehara-city.jp

相談専用電話

<ヤングテレホン> (0463) 96-0800

<青少年相談(保護者用)> (0463) 94-1030

伊勢原市教育センター

相談専用電話

<教育相談> (0463) 94-8900

伊勢原市教育委員会教育指導課

(0463) 74-5247 (直通)

【電話相談の利用時間】 月～金9:00～17:00(年末年始・祝休日を除く)

「かながわ子ども・若者総合相談LINE」

〈概要〉神奈川県内の、子ども・若者が有する様々な悩みについて無料で相談できる。LINEを利用し、本人はもちろん、家族や周囲の方も相談可能。

〈登録方法〉学校に配布されているカードに記載されている二次元コードを読み取るか、もしくは、下記のホームページにアクセスして、ともだち登録する。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/kowaka/201909kowakalinesoudan.html>

〈利用時間〉水・金・土13:00～16:00(12月26日から1月4日を除く)

【参考資料】

(○は神奈川県ホームページよりダウンロード可能。●は国などのホームページからダウンロード可能)

1-(2)

・神奈川県教育委員会ホームページより キーワード:「令和3年度学校運営・教育指導の重点」

2-(5)

○『児童・生徒指導ハンドブック(小・中学校版)』(H30.6)

○『いじめ防止啓発リーフレット(保護者・地域用)』(H29.9)

○『学校のいじめ初期対応のポイント』(H25.3)

○『学校の初期対応マニュアル〜ダイジェスト〜』(H25.3)

3-(2)

○『学校における新型コロナウイルス感染症対策のための手引き(幼稚園、小・中学校等)』(R3.4)

3-(4)

●『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル〜「学校の新しい生活様式」〜』(文部科学省)

3-(5)

●『体罰防止ガイドライン 神奈川からすべての体罰を根絶するために』(H25.7)

3-(4)〜(6)

○『運動時における安全指導の手引き(総論版)』(R1.7)

○『部活動指導ハンドブック』(R2.5)及び『部活動における事故防止のガイドライン』(H21.8)

3-(8)

●『公衆電話の特徴と使用方法』(総務省)

3-(9)

・『児童・生徒の携帯電話・スマートフォン等の利用に関する指導について』(H25.10.8通知)

3-(10)

○『喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育指導資料』(H23.3改訂)

○『危険ドラッグの恐怖』(動画)や『危険ドラッグ』教員用補助資料

5-(2)

○『誰もが和らぐ学校を目指して〜不登校に悩む子どもや保護者への温かな支援〜』(H31.3)

○『児童・生徒指導ハンドブック(小・中学校版)』(H30.6)

○指導資料リーフレット『登校支援のポイントと有効な手立て』(H26.2)

○「神奈川県不登校対策検討委員会報告書(最終版)」(H23.5) ※いずれも県教育委員会HPよりダウンロード可能

6-(4)

○『神奈川県青少年保護育成条例のしおり』

○『スマホ利用に係る新中学1年生保護者向けリーフレット』

【根拠法・条例等】

2-(7)

・『労働基準法』(第6章 年少者) 最低年齢 第56条

「使用者は、児童が満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまで、これを使用してはならない。」

2-(8)

・『風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例』第9条

[ゲームセンター等に係る営業所への年少者の立ち入り制限]16歳未満午後6時以降禁止(午後6時から午後8時前までは保護者の同伴があればよい)

2-(9)

・『軽犯罪法』第1条第32号(禁止区域等立入)

左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。「入ることを禁じた場所又は他人の田畑に正当な理由がなくて入った者」

2-(10)

- ・『神奈川県青少年保護育成条例』（深夜外出の制限）第24条第1項

「保護者は、特別の事情がある場合のほかは、深夜（午後11時から午前4時までの間をいう）に青少年を外出させてはならない。」

2-(11)

- ・『鉄道営業法』第29条「鉄道係員の許諾を受けずして次の行為をしてはならない。」

①有効な乗車券を所持せず乗車 ②乗車券に指示したものより優等の車両に乗車 ③乗車券に指示した停車場で下車しない場合

3-(6)

- ・『道路交通法施行令』第41条の3で定める、危険行為15項目

信号無視、路側帯通行時の歩行者の通行妨害、遮断踏切立入り、指定場所一時不停止、制動装置（ブレーキ）不良自転車運転、安全運転義務違反等

3-(7)

- ・『銃砲刀剣類所持等取締法』（刃体の長さが6センチメートルをこえる刃物の携帯の禁止）第22条

- ・『軽犯罪法』第1条第2号

左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。

「正当な理由がなくて刃物、鉄棒その他の人の生命を害し、又は人の身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具を隠して携帯していた者」

- ・『神奈川県青少年保護育成条例』（有害がん具類の指定及び販売等の禁止）第15条第4項

「何人も、青少年に対し、有害がん具類（性的がん具、バタフライナイフ、エアソフトガンなど）を販売し、頒布し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は見せ、若しくは触らせてはならない。」

- ・『神奈川県青少年保護育成条例』（保護者等の通知義務）第47条

「青少年が覚せい剤、麻薬、大麻及び凶器を所持し、若しくはこれを使用していると認められるとき、又は毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）第32条の2に規定する物をみだりに摂取し、若しくは吸入し、若しくはこれらの目的で所持したと認められるときは、保護者及び教育担当者は、速やかに児童委員、警察官その他の職員に通知し、その指示を受けなければならない。」

3-(9)

- ・『神奈川県青少年保護育成条例』第31条の2（児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止）

「何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録をいう。）の提供を求めてはならない。」

3-(10)

- ・『未成年者喫煙禁止法』 ・ 『未成年者飲酒禁止法』

- ・ 『毒物及び劇物取締法』（対象物＝シンナー等有機溶剤）

- ・ 『覚醒剤取締法』（対象物＝覚醒剤） ・ 『大麻取締法』（対象物＝大麻）

- ・ 『麻薬及び向精神薬取締法』（対象物＝ヘロイン、コカイン、MDMA、向精神薬）

- ・ 『医薬品医療機器等法』（対象物＝危険ドラッグ）

- ・ 『神奈川県青少年保護育成条例』（保護者等の通知義務）第47条

- ・ 『神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例』（保護者の責務）第4条 ・ 『神奈川県薬物濫用防止条例』

## 第22回伊勢原市読書感想文コンクールの審査結果について

## 1 応募総数

|                      | 小学生の部 | 中学生の部 | 計     |
|----------------------|-------|-------|-------|
| 令和3年度                | 1,436 | 1,329 | 2,765 |
| 令和2年度                | 506   | 666   | 1,172 |
| ※令和2年度についてはコンクールは行わず |       |       |       |
| 令和元年度                | 1,966 | 1,268 | 3,234 |
| 平成30年度               | 1,941 | 1,431 | 3,372 |
| 平成29年度               | 2,030 | 1,562 | 3,592 |
| 平成28年度               | 2,238 | 1,526 | 3,764 |
| 平成27年度               | 2,257 | 1,706 | 3,963 |

## 2 審査方法

小学生の部及び中学生の部で、学年ごとに審査。

## 3 審査会

小学生の部 9月10日(金) 中学生の部 9月15日(水)

## 4 審査結果

市長賞 9作品(小学生6作品、中学生3作品)  
 教育長賞 18作品(小学生12作品、中学生6作品)  
 子ども読書奨励賞 9作品(小学生6作品、中学生3作品)  
 入選 63作品(小学生35作品、中学生28作品)  
 佳作 60作品(中学生60作品)

## 5 受賞者

別添「入賞作品一覧」参照

## 6 入賞作品について

○入賞作品集 市長賞、教育長賞作品を掲載

その他受賞者については、学校名、児童生徒名、題、学年を掲載予定  
 (中学校の佳作60作品については、掲載せず。)

○広報「いせはら(11月15日号)」(伊勢原市ホームページでも公開)に入賞者名を掲載  
 市長賞、教育長賞受賞者の学校名、児童生徒名、学年を掲載

## 7 表彰式

○日時: 令和3年10月27日(水) 16:30~17:00

○場所: 伊勢原市役所 2CD会議室

○対象: 市長賞

## 第22回伊勢原市読書感想文コンクール受賞者名簿 (小学生の部)

### 市長賞

| 学年 | 氏名     | ふりがな     | 学校名    | 題 名                 |
|----|--------|----------|--------|---------------------|
| 1年 | 斯波 こころ | しば こころ   | 伊勢原小学校 | みんなのがんばりがいっぱい、おべんとう |
| 2年 | 佐藤 穂乃香 | さとう ほのか  | 大田小学校  | ざっちゃんのまほうのて         |
| 3年 | 陶山 緑介  | すやま そうすけ | 大田小学校  | 百桃太郎とぼく             |
| 4年 | 大宮 瑛斗  | おおみや えいと | 桜台小学校  | 「カラスのいいぶん」を読んで      |
| 5年 | 高澤 希心  | たかざわ のぞみ | 比々多小学校 | 偏見のない平等な未来          |
| 6年 | 國島 美咲  | くにしま みさき | 比々多小学校 | ボンコの成長と私が決める未来      |

### 教育長賞

|    |        |             |        |                  |
|----|--------|-------------|--------|------------------|
| 1年 | 橋田 美美  | はしだ ふみ      | 高部屋小学校 | いやなきもちとむきあう      |
|    | 大嶋 航   | おおしま わたる    | 成瀬小学校  | みずはすごい           |
| 2年 | 丸山 佑維  | まるやま ゆうい    | 高部屋小学校 | どこからきたの？佑維のおべんとう |
|    | 鈴木 音々  | すずき ねね      | 成瀬小学校  | おねえちゃんのランドセル     |
| 3年 | 今西 紗菜  | いまにし さな     | 桜台小学校  | わたしたちのたからもの      |
|    | 渡辺 楓花  | わたなべ ふうか    | 竹園小学校  | けいさつ犬になったトイプードル  |
| 4年 | 竹田優那   | たけだゆうな      | 比々多小学校 | 一生けんめいに生きる       |
|    | 宮田 奏花  | みやた そな      | 大田小学校  | わたしのココロは何だろう？    |
| 5年 | 森下 尚太郎 | もりした しょうたろう | 伊勢原小学校 | 死はこわいけど          |
|    | 加川 花   | かがわ はな      | 竹園小学校  | 保護猫に目を向けて        |
| 6年 | 小杉 菜々子 | こすぎ ななこ     | 緑台小学校  | 人と動物の本当の絆        |
|    | 渡辺 心音  | わたなべ ここね    | 竹園小学校  | なりたい自分           |

### 子ども読書奨励賞

|    |        |          |        |                  |
|----|--------|----------|--------|------------------|
| 1年 | 川島 すみれ | かわしま すみれ | 大田小学校  | みずをくむプリンセスをよんで   |
| 2年 | 黒沢ののか  | くろさわののか  | 比々多小学校 | 「みずをくむプリンセス」をよんで |
| 3年 | 振原莉咲   | ふりはらりさき  | 比々多小学校 | 青空モーオー！          |
| 4年 | 鈴木 匠真  | すずき たくま  | 高部屋小学校 | 考え方や見方しだい        |
| 5年 | 陶山 結衣  | すやま ゆい   | 大田小学校  | 命と向き合う人々         |
| 6年 | 石川 千陽  | いしかわ ちはる | 成瀬小学校  | 人間のために命をかけてはたらく犬 |

## 第22回伊勢原市読書感想文コンクール受賞者名簿(中学生の部)

### 市長賞

|    | 氏名    | ふりがな     | 学校名    | 題名              |
|----|-------|----------|--------|-----------------|
| 1年 | 廻 帆花  | めぐり ほのか  | 伊勢原中学校 | 私と「友だち」         |
| 2年 | 松尾 碧  | まつお あおい  | 成瀬中学校  | 「西の魔女が死んだ」との出会い |
| 3年 | 豊島 孟綺 | とよしま もうき | 山王中学校  | 一瞬の風になれ         |

### 教育長賞

|    |        |          |        |                                        |
|----|--------|----------|--------|----------------------------------------|
| 1年 | 原田 優鈴  | はらだ ゆりん  | 成瀬中学校  | 風に憧れて                                  |
|    | 與儀 鈴音  | よぎ りんと   | 中沢中学校  | 「ぼくはイエローでホワイトで、ちょっとブルー」から考える差別問題とシンパシー |
| 2年 | 北島 依路  | きたじま いぶき | 山王中学校  | 「～らしく」から学ぶこと                           |
|    | 西田 向日葵 | にしだ ひまり  | 中沢中学校  | 「ヤングケアラー」について                          |
| 3年 | 高木 心乃  | たかぎ ここの  | 成瀬中学校  | 命を守る行動                                 |
|    | 山本 京奈  | やまもと けいな | 伊勢原中学校 | 心の声を                                   |

### 子ども読書奨励賞

|    |       |          |        |             |
|----|-------|----------|--------|-------------|
| 1年 | 三竹 悠平 | みたけ ゆうへい | 山王中学校  | カラスの教科書を読んで |
| 2年 | 大塚 凜夏 | おおつか りんか | 伊勢原中学校 | 「感情を味方に」    |
| 3年 | 瀬川 悠樹 | せがわ ゆうき  | 中沢中学校  | 好きなことができる幸せ |



【神奈川県等表彰】

◇第44回神奈川県福祉作文コンクール(県審査)  
(社会福祉法人神奈川県共同基金 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会)

| 受賞名                           | 氏名     | 学校名    | 学年 |
|-------------------------------|--------|--------|----|
| 神奈川県知事賞(最優秀賞)<br>「2つの優しさ」     | 小笠原 清  | 比々多小学校 | 小6 |
| ふれあい賞(最優秀賞)<br>「あの人に会ってから」    | 岩崎 仁子  | 桜台小学校  | 小5 |
| 準優秀賞<br>「私の挑戦」                | 名瀬 結香  | 比々多小学校 | 小6 |
| tvk賞(最優秀賞)<br>「おじいちゃんに会いたい」   | 芹ヶ野 陸  | 中沢中学校  | 中1 |
| ふれあい賞(最優秀賞)<br>「社会の一員として支えたい」 | 長谷川 千紬 | 伊勢原中学校 | 中3 |
| 準優秀賞<br>「記憶がなくなる中で」           | 園田 梓生  | 成瀬中学校  | 中3 |
| 準優秀賞<br>「点字ブロックを歩いてみると」       | 與儀 鈴音  | 中沢中学校  | 中1 |
| 準優秀賞<br>「今だからやるべきこと」          | 田村 柚果  | 成瀬中学校  | 中3 |

◇第70回神奈川県統計グラフコンクール

| 受賞名                               | 氏名    | 学校名   | 学年 |
|-----------------------------------|-------|-------|----|
| 第3部 神奈川県知事賞<br>「油断大敵!! 新型コロナウイルス」 | 白石 彩珠 | 成瀬小学校 | 小5 |
| 第3部 神奈川県議会議員賞「増えている!?日本のお米」       | 俵 夏実  | 竹園小学校 | 小6 |
| 第4部 神奈川県議会議員賞「所得から見るSDGs」         | 鈴木 詩歩 | 中沢中学校 | 中1 |

◇第60回 令和元年度JA共済神奈川県小・中・高校生書道コンクールの審査結果について  
(全国共済農業協同組合連合会 神奈川県本部)

| 受賞名              | 氏名        | 学校名    | 学年 |
|------------------|-----------|--------|----|
| JA共済連神奈川賞(半紙) 佳作 | ふじい ゆ月    | 桜台小学校  | 小1 |
| JA共済連神奈川賞(半紙) 銅賞 | ますこ ななみ   | 桜台小学校  | 小2 |
| JA共済連神奈川賞(半紙) 金賞 | 堀川 佳愛     | 石田小学校  | 小5 |
| JA共済連神奈川賞(半紙) 銀賞 | 石井 京欣     | 中沢中学校  | 中2 |
| JA共済連神奈川賞(半紙) 銅賞 | 釜野 葵      | 成瀬中学校  | 中3 |
| JA共済連神奈川賞(条幅) 金賞 | うえまつ みな   | 緑台小学校  | 小1 |
| JA共済連神奈川賞(条幅) 銀賞 | ひらぬま しょうた | 竹園小学校  | 小1 |
| JA共済連神奈川賞(条幅) 銅賞 | つつみ しおり   | 成瀬小学校  | 小1 |
| JA共済連神奈川賞(条幅) 銀賞 | 石川 葵央衣    | 桜台小学校  | 小4 |
| JA共済連神奈川賞(条幅) 佳作 | 鶴岡 咲希     | 高部屋小学校 | 小4 |
| JA共済連神奈川賞(条幅) 銅賞 | 堤 悠介      | 成瀬小学校  | 小5 |
| JA共済連神奈川賞(条幅) 佳作 | 中島 由莉     | 石田小学校  | 小6 |

◇第50回神奈川県文化財保護ポスターコンクール

| 受賞名                    | 氏名    | 学校名   | 学年 |
|------------------------|-------|-------|----|
| 「私のまちの文化財」部門 最優秀賞 大山詣り | 大澤 日菜 | 成瀬中学校 | 中3 |

◇令和3年度中学生の主張inかながわ  
(神奈川県)

| 受賞名                | 氏名    | 学校名   | 学年 |
|--------------------|-------|-------|----|
| 奨励賞<br>「なくなっほいいこと」 | 桜田 璃央 | 山王中学校 | 中3 |

◇かながわ学校給食夢コンテスト(夢の献立)  
(神奈川県)

| 受賞名                               | 氏名    | 学校名   | 学年 |
|-----------------------------------|-------|-------|----|
| 神奈川県学校給食会理事長賞<br>「夏野菜とひき肉のスタミナ丼」  | 西出 朋禾 | 成瀬小学校 | 小6 |
| 神奈川県農業協同組合中央会長賞<br>「大葉としょうがの鳥つくね」 | 豊田 真瑚 | 成瀬小学校 | 小6 |

◇2021年度緑化運動・育樹運動コンクール  
(神奈川県)

| 受賞名                                    | 氏名     | 学校名    | 学年 |
|----------------------------------------|--------|--------|----|
| 標語 小学校の部<br>金賞 「小さい芽 ぐんぐんのびろ ぼくよりも」    | 竹本 庵   | 大田小学校  | 小2 |
| 標語 小学校の部<br>銀賞 「ひろげよう ぼくたちの緑 未来へと」     | 齋木 蓮司  | 大田小学校  | 小4 |
| 標語 小学校の部<br>銅賞 「木を植えて そだててまもる みんなのみらい」 | 木村 快士  | 大田小学校  | 小3 |
| ポスター原画 小学校の部<br>最優秀賞 「緑へ金メダル」          | 大塚 麻由  | 大田小学校  | 小4 |
| ポスター原画 小学校の部<br>金賞 「緑のとびら」             | 宮本 琴未  | 比々多小学校 | 小5 |
| ポスター原画 小学校の部<br>銀賞 「グリーンワールド」          | 鈴木 颯馬  | 伊勢原小学校 | 小1 |
| ポスター原画 小学校の部<br>銀賞 「みどりがいっぱい たのしいな」    | 川口 夢斗  | 比々多小学校 | 小1 |
| ポスター原画 小学校の部<br>銀賞 「ぼくをまもる木 ぼくがまもる木」   | 石塚 大賀  | 比々多小学校 | 小2 |
| ポスター原画 小学校の部<br>銅賞 「水をあげたくなる木」         | 渡邊 湊人  | 伊勢原小学校 | 小3 |
| ポスター原画 小学校の部<br>銅賞 「きれいなもり」            | 佐治 和   | 大山小学校  | 小1 |
| ポスター原画 小学校の部<br>銅賞 「山をたのしむ」            | 金子 樹生  | 大山小学校  | 小3 |
| ポスター原画 小学校の部<br>銅賞 「大きな木・小さな木をたいせつに」   | 石井 琉三郎 | 比々多小学校 | 小2 |
| ポスター原画 小学校の部<br>佳作 「木とホテルと星」           | 須崎 愛結  | 伊勢原小学校 | 小5 |
| ポスター原画 小学校の部<br>佳作 「未来へつなげよう大切な緑と全部の命」 | 川上 莉愛  | 比々多小学校 | 小6 |
| ポスター原画 中学校の部<br>最優秀賞 「美しい日本の森」         | 関西 鳳次朗 | 山王中学校  | 中1 |
| ポスター原画 中学校の部<br>金賞 「守りたい」              | 関西 銀一朗 | 山王中学校  | 中3 |

◇令和3年度中学生人権ポスター・作文コンテスト  
(厚木人権擁護委員協議会)

| 受賞名                           | 氏名    | 学校名    | 学年 |
|-------------------------------|-------|--------|----|
| ポスター<br>努力賞 「思いのまま生きる(LGBTQ)」 | 大木 彩愛 | 成瀬中学校  | 中3 |
| 作文<br>入選 「スポーツを通じて考えること」      | 小林 拓夢 | 伊勢原中学校 | 中3 |
| 作文<br>入選 「犠牲の上にあるもの」          | 鈴木 康介 | 伊勢原中学校 | 中3 |

◇令和3年度中学生の「税についての作文」審査結果について  
(平塚地区納税貯蓄組合総連合会)

| 受賞名                                      | 氏名    | 学校名    | 学年 |
|------------------------------------------|-------|--------|----|
| 平塚税務署長賞<br>「税は安心を育む」                     | 伊藤 理緒 | 成瀬中学校  | 中2 |
| 伊勢原市長賞<br>「税は未来への財産」                     | 瀬戸 葉月 | 成瀬中学校  | 中3 |
| 伊勢原市議会議員賞<br>「税と私たちの生活」                  | 岡崎 桜  | 山王中学校  | 中3 |
| 法人会会長賞<br>「私達ができることは」                    | 牧野 颯花 | 山王中学校  | 中3 |
| 間税会会長賞<br>「意外と知らない消費税」                   | 来栖 佑奈 | 伊勢原中学校 | 中3 |
| 小売酒販組合理事長賞<br>「税金はなぜあるのか」                | 余川 陽人 | 成瀬中学校  | 中3 |
| 平塚地区納税貯蓄組合総連合会優秀賞<br>「税は国にとってすごく大事なことです」 | 小林 美友 | 山王中学校  | 中3 |
| 平塚地区納税貯蓄組合総連合会優秀賞<br>「私が税に対して思うこと」       | 酒井 優月 | 伊勢原中学校 | 中3 |
| 平塚地区納税貯蓄組合総連合会優秀賞<br>「税金の大切さ」            | 紅谷 暖人 | 山王中学校  | 中3 |

◇第46回「ごはん・お米とわたし」作文・図画コンクール  
(神奈川県農業協同組合中央会)

| 受賞名                                                  | 氏名    | 学校名    | 学年 |
|------------------------------------------------------|-------|--------|----|
| 作文部門 小学生1部・2部共通<br>神奈川県知事賞<br>「おいしいお赤はん」             | 高山 夏帆 | 竹園小学校  | 小3 |
| 作文部門 小学生1部(1～3年)<br>全共連神奈川県本部長賞<br>「元気のかたまり」         | 高橋 央誠 | 桜台小学校  | 小3 |
| 作文部門 小学生2部(4～6年)<br>神奈川県教育長賞<br>「お米の唄」               | 田中 郁匠 | 伊勢原小学校 | 小6 |
| 作文部門 小学生2部(4～6年)<br>信連理事長賞<br>「なべでご飯を作りたい」           | 俵 夏実  | 竹園小学校  | 小6 |
| 作文部門 小学生2部(4～6年)<br>厚生連理事長賞<br>「私がおにぎりを好きな理由」        | 相原 里桜 | 桜台小学校  | 小5 |
| 図画部門 小学生1部(1～3年)<br>厚生連理事長賞<br>「おいしいごはん」             | 吉田 和史 | 桜台小学校  | 小3 |
| 図画部門 小学生2部(4～6年)<br>全共連神奈川県本部長賞<br>「みんなで食べるともっとおいしい」 | 萩原 樹颯 | 伊勢原小学校 | 小5 |
| 図画部門 小学生2部(4～6年)<br>佳作<br>「田植え初挑戦！」                  | 高嶋 伶生 | 成瀬小学校  | 小5 |

◇第3回「とどけよう『絵とことば』のコンテスト」  
(横浜地方法務局、神奈川県人権擁護委員連合会)

| 受賞名                                               | 氏名     | 学校名    | 学年 |
|---------------------------------------------------|--------|--------|----|
| 小学生の部<br>横浜地方法務局長賞(最優秀賞)<br>「一人一人違うけど心は一つ」        | 渡邊 健次朗 | 伊勢原小学校 | 小6 |
| 小学生の部<br>神奈川県人権擁護委員連合会長賞(優秀賞)<br>「あきらめない自分はせかい1！」 | 田辺 実穂  | 伊勢原小学校 | 小2 |
| 小学生の部<br>入選<br>「たすけて」                             | 芹ヶ野 漣  | 伊勢原小学校 | 小5 |